

総行経第39号
令和2年9月4日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和2年法律第41号。以下「改正法」という。）により地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）が改正されたことに伴い、地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第263号。以下「改正令」という。）が公布され、下記第2に掲げる日から施行されます。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村の市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、各市町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 試験研究地方独立行政法人の出資の対象となる事業の範囲に関する事項

地方独立行政法人法施行令の改正

- (1) 改正法による改正後の法第21条第1号において政令で定めるものとされた、試験研究を行う地方独立行政法人（以下「試験研究地方独立行政法人」という。）の出資の対象となる試験研究の成果を活用する事業の範囲が規定されたこと。（地方独立行政法人法施行令第3条の3第1項関係）
- (2) 改正法による改正後の法第21条第1号において政令で定めるものとされた、

試験研究地方独立行政法人の出資の対象となる試験研究の成果の活用を促進する事業の範囲が規定されたこと。（地方独立行政法人法施行令第3条の3第2項関係）

第2 施行期日

令和2年9月10日から施行されること。